

瑞穂監第32号
令和5年1月31日

瑞穂市長
森和之様

瑞穂市議会議長
若井千尋様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 杉原克巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「市民窓口課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「市民窓口課」における令和4年4月1日から同年9月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「窓口事務」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、検査を行った。

なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和2年度及び同3年度についても対象とした。

市民窓口課は、部長以下職員4名と会計年度任用職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 印鑑登録・証明に関すること。
- (4) 埋火葬許可に関すること。
- (5) 市税等の収納に関すること。
- (6) 市税諸証明に関すること。
- (7) 公共料金の収納に関すること。
- (8) 国民健康保険に関すること。
- (9) 国民年金に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に関すること。
- (11) 福祉医療に関すること。
- (12) 児童福祉に関すること。
- (13) 老人福祉に関すること。
- (14) 介護保険に関すること。
- (15) 身体障害者、知的障害者福祉に関すること。
- (16) 保健に関すること。
- (17) 瑞穂市役所巢南庁舎の施設管理に関すること。
- (18) 庁舎間及び庁舎内連絡調整に関すること。
- (19) 文書の收受及び発送に関すること。
- (20) 公用車の管理に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所 巢南庁舎

令和4年11月8日（火）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「窓口事務」等の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

市民窓口課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和4年9月末現在

	予算現額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳入	4,471,000	2,222,645	49.7
歳出	76,543,000	24,504,903	32.0

2 窓口事務について

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	預り金について	<p>市民窓口課では、指定金融機関の不在時間帯に税金等を収納しており、預り金として手数料とは区別してレジスター内に格納している。</p> <p>預り金不明事案以降、「預り金明細書」の様式を変更し、新たに点検者欄を追加してダブルチェックを行っていた。</p>	<p>瑞穂市公金等取扱基本マニュアル（平成22年3月会計課）では、公金等不適正経理の発生を防止するため「ダブルチェックシステム」「過誤収納処理手続の明確化」の仕組みを確立するとしている。</p> <p>また、税金等の集計時のチェック対応の一つとして「窓口閉鎖後は、収納すべき額と収納額を、レジスターのジャーナルを参照しながら確認する。」としている。</p> <p>市民窓口課の預り金は、レジスター対応ではないため、集計時の照合は、「預り金明細書」と「納入済証」と「現金」が一致することで照合確認をしているとのことである。収納受付時にジャーナル計算機を使用すれば、収納すべき額、預かった額、釣銭の額を、計算しながら記録に残すことになり、集計時の照合確認が明確となることから、今後は、収納受付時におけるジャーナル計算機の使用を検討していただきたい。</p>
2	市民窓口課の窓口事務について	<p>市民窓口課は少数の職員で単南庁舎管理業務と本課（市民部・健康福祉部）の窓口事務を行っている。</p> <p>穂積地域からも手続（届出）に来庁されるとのことであった。</p>	<p>市民窓口課の窓口事務は、単南地域での総合窓口として、多岐にわたっている。穂積庁舎の混雑を避けて来庁されることもあるとのこと、取扱件数が増加している業務もある。単南地域から穂積庁舎への交通手段を懸念する声もあるが、庁舎の一本化を見据えれば、いずれ本課で事務も集約される。市民窓口課での事務分担を明確にすることは、事務の効率化が図られ、来庁者への行政サービスにつながる。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			来庁者の用件を調査分析し、ニーズを統計的に数字で示すなど、必要とされる業務を集約し、事務の効率化に努めていただきたい。

3 財務会計・その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	契約事務について (1)	令和2年度の「瑞穂市役所巢南庁舎 LP ガス供給機器取替 (2期)」に係る契約書類を確認したところ、債権者の所在地が、見積書及び請求書は岐阜市、請書及び着工届並びに完成届は各務原市となっており、同一債権者において調書により所在地・印鑑等が異なっていた。	<p>担当課によれば、契約は本社、作業や支払は支社で行い、当時の指名願いは本社、債権者登録は支社となっていたとのことであるが、そもそも債権者情報が異なること自体不適切である。</p> <p>地方財務実務提要によれば、会社の完全な請求書あるいは領収書は、「①会社の商号、②代表資格、③代表者の氏名、④会社の代表者印として登記所に届け出た印鑑が全て備わっているとき。」とされ、その理由として「当該会社を代表して当該代表取締役が行うことを明示し、その責任の所在を明らかにするためのものであり、紛争が起こることを避けるため」とのことである。</p> <p>今後は、債権者からの書類が、同一の所在地・印鑑等で真正なもの確認した上で、有効な書類として事務を進めていただきたい。</p>
4	契約事務について (2)	令和2年度の「瑞穂市役所巢南庁舎消火栓埋設配管漏水修繕 (2期)」に係る契約書類 (予定価格495,000円) を確認したところ、2者から見積りを徴収し、契約方法は「指名競争入札」となっていた。	<p>『瑞穂市契約事務処理要領工事 (修繕) (以下「要領」という。)]』によれば、予定価格10万円以上50万円未満の区分における業者選定は3者以上が望ましいとされ、契約担当課においても3者以上の業者選定を推奨しているとのことである。</p> <p>契約方法が「指名競争入札」となっているが、正しくは「随意契約」で予定価格が瑞穂市契約規則 (平成15年瑞穂市規則第46号) で定める額を超えない場合 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号) を適用すべきであり記載誤りである。</p> <p>随意契約方式を適用する場合には、その理由を明確にし、要領に基づいた契約事務を行っていただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	備品管理について	<p>監査当日調査確認した備品については、おおむね適正に管理されていたが、備品台帳には古い数多くの備品が登録されている。</p>	<p>備品台帳を確認すると、取得年月昭和43年4月以降の備品が多数登録されている。 実態に即して確認できるものから廃棄の手続きを取っていただきたい。</p>

以上